

退職・転勤（転職）等による給与所得者異動届出書の提出について

異動事由発生日の翌月10日までに提出してください。  
提出先⇒納税課 特別徴収 電話03(5744)1197

- (1) 納税義務者が、退職・休職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、速やかに「給与所得者異動届出書（以下「異動届」）」を提出してください。  
残りの税額は、一括徴収又は普通徴収へ変更となります。  
なお、普通徴収へ変更する場合は、後日、ご本人あてに普通徴収の納付書を郵送しますので、ご本人へ事前に周知くださいますようお願いいたします。

- (2) 転勤（転職）して新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先から新勤務先経由で異動届を提出してください。

- (3) その他の注意点  
①給与支払報告書の住所誤報の場合は、速やかに異動届を提出してください。  
②1月1日時点で住所地変更がある場合は、現年度は旧住所地、新年度は新住所地で課税されるため、異動届は両方の市区町村に提出してください。

【一括徴収について】

次の全ての要件に該当する場合は一括徴収が義務付けられています。

- ①退職日が1月1日から4月30日の間で退職後に新勤務先で特別徴収を継続する予定がない。  
②残りの税額を超える給与または退職手当が支払われる。  
(6月1日～12月31日の退職は、本人が申し出をした時のみ一括徴収です。)

記入漏れがないか、ご確認ください。

月割額の月分を記入  
(納期限の月ではありません)

税額通知書に記載された  
番号を記入

異動事由発生日を記入

1月2日以降住所を  
変更した場合で新住  
所が分かる場合は、  
給与の支払を受けな  
くなった後の住所も  
記入

一括徴収の場合のみ  
記入

9 その他（特別徴収不可）  
を選択した場合は、該  
当理由を必ず選択

転勤（転職）先が記入

死亡退職で、相続人を把  
握している場合に記入

**給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書**

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

|                   |             |             |           |                   |  |
|-------------------|-------------|-------------|-----------|-------------------|--|
| 令和 年 月 日提出        |             | 〒           |           | 1 現年度 2 新年度 3 両年度 |  |
| 大田区長              |             | 住所(居所)又は所在地 |           | 特別徴収義務者指定番号       |  |
|                   |             | フリガナ        |           | 宛名番号              |  |
| 氏名又は名称            |             | 代表者の職氏名     |           | 課係                |  |
| 個人番号又は法人番号        |             | 個人番号        |           | 氏名                |  |
| 給与所得者             |             | 特別徴収税額(年割額) |           | 電話                |  |
| 受給者番号(整理番号)       | フリガナ        | (イ) 徴収済額    | (ウ) 未徴収税額 | 異動年月日             |  |
| 氏名                | 旧姓          | 月から         | 月から       | 月まで               |  |
| 生年月日              | 昭和・平成 年 月 日 | 月           | 月         | 日                 |  |
| 個人番号              |             |             |           |                   |  |
| 1月1日現在の住所         |             |             |           |                   |  |
| 給与の支払を受けなくなった後の住所 |             |             |           |                   |  |

※1 9 その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

|  |
|--|
| 1 (寄C) 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が100万円以下) |
| 2 (寄D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)        |
| 3 (寄E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)                |

※9 その他(特別徴収不可)を選択した場合は、該当理由を必ず選択

一括徴収の理由

| 理由                                  | 徴収予定月 | 徴収予定額 | 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) |
|-------------------------------------|-------|-------|-------------------|
| 1 異動が令和 年 12月31日までに、申出があったため(月 日申出) |       | 円     | 円                 |
| 2 異動が令和 年 1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため   |       | 円     | 円                 |

相続人の氏名等

|    |    |
|----|----|
| 氏名 | 続柄 |
| 住所 |    |
| 電話 |    |

※転勤(転職)等による特別徴収届出書

|                    |                     |                        |
|--------------------|---------------------|------------------------|
| 新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 | 〒                   | 新しい勤務先では月割額 円を         |
| フリガナ               |                     | 月分から徴収し、納入します。         |
| 氏名又は名称             | 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 | 新製の場合は、いずれかを○で囲んでください。 |
| 代表者の職氏名            | 氏名                  | 納入書 要 不要               |
|                    | 電話                  |                        |

※市区町村記入欄

※年度途中の金額変更については納入書を訂正して使用してください。 提出先⇒大田区納税課 特別徴収(〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号)

# 〈記入例〉

## 1 残りの税額を普通徴収（個人納付）に切り替える場合

| 給与所得者         |                                 | (ア) 特別徴収税額<br>(年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額<br>(ア)-(イ) | 異動年月日     | 異動の事由   | 異動後の未徴収<br>税額の徴収                | 退職した年の<br>月から退職時ま<br>での給与支払額 |
|---------------|---------------------------------|---------------------|----------|----------------------|-----------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 受給者番号(整理番号)   | フリガナ オオタ ハルコ                    | 120,000             | 6月       | 11月                  | 3-10-31   | ① 退職<br>② 転職<br>③ 合併<br>④ 休業<br>⑤ 長期欠勤<br>⑥ 死亡<br>⑦ 会社解散<br>⑧ 住所誤報<br>⑨ その他<br>(特別徴収不可) | 1 特別徴収継続<br>2 一括徴収<br>(1月以降は必須) | 円                            |
| 氏名            | 大田 春子 (旧姓)                      |                     | 10月      | 5月                   | 4,000,000 | ③ 普通徴収<br>月分で納入<br>月 日 納期分<br>理由  | 控除社会<br>保険料額<br>円               |                              |
| 生年月日          | 昭和 平成 年 月 日                     |                     | 円        | 円                    |           |   |                                 |                              |
| 個人番号          | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 |                     | 50,000   | 70,000               |           |   |                                 |                              |
| 1月1日<br>現在の住所 | 大田区蒲田1-1-1                      |                     |          |                      |           |   |                                 |                              |
| 1月1日<br>現在の住所 | 大田区蒲田1-1-1                      |                     |          | 200,000              |           |   |                                 |                              |

※「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普C) 給与が少なく税額が引けない  
(年間の給与支給額が100万円以下)

2 (普D) 給与の支払が不定期  
(例: 給与の支払が毎月でない)

3 (普E) 事業専従者  
(個人事業主のみ対象)

※(ウ)の未徴収税額を、ご本人が納付する場合があります。  
普通徴収へ変更する場合は、後日、ご本人あてに普通徴収の納付書を郵送しますので、ご本人へ事前に周知くださいますようお願いいたします。

3の普通徴収を○で囲みます。  
記載が無い場合や、他の数字に○をされますと、誤った処理をされることがありますのでご注意ください。

## 2 残りの税額を一括徴収して納入する場合

| 給与所得者         |                                 | (ア) 特別徴収税額<br>(年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額<br>(ア)-(イ) | 異動年月日     | 異動の事由   | 異動後の未徴収<br>税額の徴収                | 退職した年の<br>月から退職時ま<br>での給与支払額 |
|---------------|---------------------------------|---------------------|----------|----------------------|-----------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 受給者番号(整理番号)   | フリガナ オオタ ハルコ                    | 120,000             | 6月       | 11月                  | 3-10-31   | ① 退職<br>② 転職<br>③ 合併<br>④ 休業<br>⑤ 長期欠勤<br>⑥ 死亡<br>⑦ 会社解散<br>⑧ 住所誤報<br>⑨ その他<br>(特別徴収不可) | ① 特別徴収継続<br>② 一括徴収<br>(1月以降は必須) | 円                            |
| 氏名            | 大田 春子 (旧姓)                      |                     | 10月      | 5月                   | 4,000,000 | ③ 普通徴収<br>11月分で納入<br>(12月10日納期分)<br>理由  | 控除社会<br>保険料額<br>円               |                              |
| 生年月日          | 昭和 平成 年 月 日                     |                     | 円        | 円                    |           |   |                                 |                              |
| 個人番号          | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 |                     | 50,000   | 70,000               |           |   |                                 |                              |
| 1月1日<br>現在の住所 | 大田区蒲田1-1-1                      |                     |          |                      |           |   |                                 |                              |
| 1月1日<br>現在の住所 | 大田区蒲田1-1-1                      |                     |          | 200,000              |           |   |                                 |                              |

※「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普C) 給与が少なく税額が引けない  
(年間の給与支給額が100万円以下)

2 (普D) 給与の支払が不定期  
(例: 給与の支払が毎月でない)

3 (普E) 事業専従者  
(個人事業主のみ対象)

※(ウ)の未徴収税額を、最後の給与で差引いて納入する場合があります。

一括徴収の「○月分で納入」欄は必ずご記入ください。  
(ウ)の金額を納入する月のことです。  
11月分の住民税の納期限は、翌月の12月10日です。何月分(翌月10日納期限)で納付するかお間違えの無いようご注意ください。

| 一括徴収の理由   | 徴収予定  |        |                       |
|---|-------|--------|-----------------------|
|   | 徴収予定日 | 徴収予定額  | 徴収予定額合計<br>(上記(ウ)と同額) |
| ① 異動が令和 3年 12月 31日<br>までで、申出があったため<br>(10月 31日申出) | 11・20 | 70,000 | 70,000                |
| 2 異動が令和 年 1月 1日<br>以後で、特別徴収の継続の希望がないため            |       |        |                       |

## 3 転勤（転職）等により異動後の勤務先で特別徴収をおこなう場合

| 給与所得者         |                                 | (ア) 特別徴収税額<br>(年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額<br>(ア)-(イ) | 異動年月日     | 異動の事由   | 異動後の未徴収<br>税額の徴収                | 退職した年の<br>月から退職時ま<br>での給与支払額 |
|---------------|---------------------------------|---------------------|----------|----------------------|-----------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 受給者番号(整理番号)   | フリガナ オオタ ハルコ                    | 120,000             | 6月       | 11月                  | 3-10-31   | ① 退職<br>② 転職<br>③ 合併<br>④ 休業<br>⑤ 長期欠勤<br>⑥ 死亡<br>⑦ 会社解散<br>⑧ 住所誤報<br>⑨ その他<br>(特別徴収不可) | ① 特別徴収継続<br>② 一括徴収<br>(1月以降は必須) | 円                            |
| 氏名            | 大田 春子 (旧姓)                      |                     | 10月      | 5月                   | 4,000,000 | ③ 普通徴収<br>月分で納入<br>月 日 納期分<br>理由  | 控除社会<br>保険料額<br>円               |                              |
| 生年月日          | 昭和 平成 年 月 日                     |                     | 円        | 円                    |           |   |                                 |                              |
| 個人番号          | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 |                     | 50,000   | 70,000               |           |   |                                 |                              |
| 1月1日<br>現在の住所 | 大田区蒲田1-1-1                      |                     |          |                      |           |   |                                 |                              |
| 1月1日<br>現在の住所 | 大田区蒲田1-1-1                      |                     |          | 200,000              |           |   |                                 |                              |

※「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普C) 給与が少なく税額が引けない  
(年間の給与支給額が100万円以下)

2 (普D) 給与の支払が不定期  
(例: 給与の支払が毎月でない)

3 (普E) 事業専従者  
(個人事業主のみ対象)

※転勤（転職）前の会社は【前勤務先記入欄】まで記入し、  
転勤（転職）後の会社に渡してください。  
転勤（転職）後の会社は【新勤務先記入欄】を記入してください。

特別徴収開始の月を記入してください。  
前勤務先からの引継ぎにより、月割額を把握している場合はその金額をご記入ください。

※新勤務先の月割額について  
新勤務先は、前勤務先の徴収済月の翌月分から徴収します。  
新勤務先が翌月分から徴収できない場合は、徴収開始月を  
ずらすことができます。その際、月割額が変わりますので  
ご注意ください。

「個人番号」は前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から  
番号の提供を受け記載してください。

| 前勤務先記入欄                                 |                  | 新勤務先記入欄                |                            |
|---|------------------|------------------------|----------------------------|
| 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号<br>(※ 新規事業等の場合は記入不要) | 1 2 3 4 5 6 7    | 課係                     | 給与係                        |
| 新しい勤務先の住所<br>(居所)又は所在地                  | 大田区蒲田1-1-1       | 氏名                     | △△ △△                      |
| フリガナ                                    | 〇〇サンギョウ カブシキガイシャ | 電話                     | (03)1111-1111<br>(内線 1111) |
| 氏名又は名称                                  | 〇〇産業 株式会社        | 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 | 納入書 (要) 不要                 |
| 代表者の職氏名                                 | 代表取締役 蒲田 太郎      |                        |                            |

新しい勤務先では  
月割額 10,000円を  
11月分から徴収し、納入します。

前勤務先記入欄

新勤務先記入欄